

令和4年7月28日

保護者 様

昭島市立昭和中学校
校長 並木浩子

新型コロナウイルスB.1.1.529系統（オミクロン株）の感染が確認された陽性者等の療養期間及び濃厚接触者の扱いについて（更新）

日頃より、本校の教育活動にご理解、ご協力をいただき、ありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた生徒の出欠席の扱い等に係るこれまでの対応についても、ご協力をいただき、重ねてお礼申し上げます。

この度の派生株B.1.1.529系統への置き換えりによる感染者急増を受け、厚生労働省より新たな考え方が示されましたので、昭島市公立学校における児童・生徒の出欠席の扱いを以下のようにいたします。生徒が濃厚接触者となった場合の待機期間については変更がありますので、ご理解をお願いいたします。

記

1 生徒が陽性者となった場合の療養期間について

ア 生徒に発熱、のどの痛み等の症状があり、検査の結果、陽性と判定された場合は、発症日の翌日から10日間を療養期間とします。この場合の陽性判定は所謂「みなし陽性」を含みます。

イ 生徒に症状はないが、家族に感染等があり、生徒本人の検査の結果、陽性と判定された場合は、7日間を療養期間とします。但し、この7日間の期間中に何等かの症状が現れた場合は、症状の現れた日の翌日から10日間を療養期間とします。

2 同居する家族等が陽性者となり、生徒が濃厚接触者となった場合の待機期間について

ア 感染した家族が入院、宿泊施設での療養、一時的な別居等により、生徒との完全隔離ができた場合は、陽性となった家族を隔離した日の翌日から5日間を生徒の自宅での待機期間とします。

イ 感染した家族が住居内で感染症対策を講じて自宅療養をしている場合は、マスク着用、手洗い・手指消毒の実施、日用品の併用を避ける等の感染症対策を講じた翌日から5日間を生徒の自宅での待機期間とします。

ウ 感染した家族が感染対策をせずに自宅療養している場合は、感染した家族の療養期間終了日の翌日から5日間を生徒の自宅での待機期間とします。

なお、ア～ウのいずれの待機期間も出席停止として扱い、欠席日数には含まれません。また、5日間の生徒待機期間中に別の家族が新たに発症した場合は、生徒の自宅での待機期間は新たな家族の発症日の翌日から5日間に延長されます。

3 その他

- ・ この取扱は、令和4年7月22日から適用となります。
- ・ 保健所や担当医からの指示がこれと異なる場合は、学校までご連絡ください。
- ・ 生徒と同居する家族等の職場等で感染者が発生し、生徒と同居する家族等が濃厚接触者と判定された場合、生徒が登校を控える必要はありませんが、生徒に体調不良がある場合は自宅で療養させてください。この場合も出席停止として扱います。また、濃厚接触者と判定された家族等が何等かの体調不良を発症した場合や陽性者に転じた場合は、生徒が濃厚接触者になったものとみなして自宅療養をお願いします。

【 裏面に続きます 】

今後、国や東京都から新たな取扱いが示された場合や新たな変異株が出現した場合はこの扱いは必要に応じて、変更されます。

また、新型コロナウイルス感染症に関する生徒の出欠席の扱い等で、ご不明な点等がありましたら、副校長までご連絡ください。

【連絡先】 昭和中学校 副校長 原島芳郎
電話：541-0065